

○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	20
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	21
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	21
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	21
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	21
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	21
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	21
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	22
○洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川管理課)	22
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	22
○道路の供用の開始	(道路維持課)	22
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	22
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	22
○道路の供用の開始	(道路維持課)	23
○道路の占用の制限	(道路維持課)	23
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	23
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	24
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	24
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	25
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	25
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更	(保護・援護課)	26
○産業廃棄物処理施設の設置許可の申請	(廃棄物対策課)	26
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	27
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	28
○道路の供用の開始	(道路維持課)	28
公 告		
○落札者等の公示	(税 務 課)	28
○落札者等の公示	(税 務 課)	29

○土地区画整理組合の設立の認可(法第14条第1項)	(都市計画課)	29
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	30
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	30
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	30
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	31
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(中小企業振興課)	33
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	33
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	34
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	34
○落札者等の公示	(行財政支援課)	34
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	35
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	35
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	36
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	36
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	36
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	36
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課)	37
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	37
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	37
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	37
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	38
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(環境保全課)	38
監 査 委 員		
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	38
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	44
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	47

告 示

福岡県告示第481号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系芦屋汐入川及び後水川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第482号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系江川（洞海岸側）及び坂井川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第483号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系曲川、曲川放水路、江川（遠賀川側）、成王寺川及び新々堀川（上流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第484号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系前川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第485号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系戸切川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第486号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系吉原川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第487号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系北田川、南田川及び長谷川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第488号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系黒川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第489号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系新々堀川（下流）及び羅漢川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第490号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系笹尾川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深

を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県北九州県土整備事務所及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第491号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系新堀川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第492号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系金剛川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第493号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系堀川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所にお

いて閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第494号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系犬鳴川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第495号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系八木山川（ダム下流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第496号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系八木山川（ダム上流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県直方県土整備事務所及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第497号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系小谷川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県直方県土整備事務所及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第498号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系倉久川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第499号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系有木川及び上有木川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第500号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系山口川及び畑川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第501号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系黒丸川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第502号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系尺岳川、近津川及び藤野川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第503号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系彦山川

及び深倉川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第504号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系川端川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県直方県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第505号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系福地川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県直方県土整備事務所及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第506号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系福智川及び岩屋川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第507号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系中元寺川、猪位金川及び安宅川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第508号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系泌川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第509号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系櫛毛川及び丸山川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第510号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系弁城川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第511号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系伊方川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第512号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系金辺川及び呉川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第513号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系御祓川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第514号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系不動川及び畑谷川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県田川県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第515号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系鹿毛馬川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第516号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系椎の木川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第517号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系庄司川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第518号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系新川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第519号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系碓川及び熊添川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定さ

れる水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第520号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系明星寺川及び姿川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第521号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系内住川及び久保白川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第522号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系馬敷川、大分川及びび切畑川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において

て閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第523号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系山田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第524号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系三緒浦川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第525号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系山田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第526号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系千手川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第527号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく遠賀川水系芥田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県飯塚県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第528号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系上津荒木川、高間川及び長延川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県久留米県土整備事務所及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第529号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系金丸川及び池町川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第530号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系小森野川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第531号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系築地川、高原川、草場川、宝珠川、曾根田川、山家川、山口川、兎ヶ原川及び原川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県久留米県土整備事務所、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第532号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系下弓削川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第533号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系小池川及び寺川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第534号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系江川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第535号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系大谷川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深

を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第536号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系不動川及び藤町川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第537号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系三光川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第538号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系発心川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所にお

いて閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第539号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系堺川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第540号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系東本川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第541号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系樋ノ口川及び山曾谷川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第542号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系小石原川（ダム上流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第543号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系二又川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第544号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系野鳥川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第545号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系山見川及び野鳥川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第546号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系長田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第547号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系佐田川、黒川及び疣目川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第548号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系古川及

び美津留川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第549号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系桂川、桂川放水路、荷原川、新立川及び妙見川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県朝倉県土整備事務所及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第550号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系北川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第551号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系井延川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深

を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県久留米県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第552号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系白木谷川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第553号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系赤谷川、乙石川及び大山川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第554号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく筑後川水系大肥川及び宝珠山川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県朝倉県土整備事務所において

て閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第555号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系矢部川（ダム上流）、椋鶴川及び御側川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第556号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系辺春川及び松尾川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第557号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系星野川、下横山川、横山川、広内川及び龍川内川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県八女県土整備事務所及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第558号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系田代川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第559号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系笠原川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第560号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく矢部川水系剣持川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県八女県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第561号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく岩岳川水系岩岳川及び岩岳川放水路に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第562号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく城井川水系真如寺川、岩丸川、極楽寺川、小山田川及び中河内川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第563号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく今川水系高屋川、松坂川、喜多良川、大坂川及び江尻川水系江尻川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所行橋支所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第564号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく長峽川水系井尻川、初代川、宇田川、矢山川、白川及び箕田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所行橋支所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第565号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく貫川水系貫川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第566号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく相割川水系相割川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第567号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく奥畑川水系奥畑川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第568号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく清滝川水系清滝川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第569号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく大川水系大川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第570号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく村中川水系村中川

に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第571号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく紫川水系紫川（ダム上流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第572号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく紫川水系神嶽川、志井川及び合馬川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第573号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく紫川水系砂津川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第574号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく板櫃川水系槻田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第575号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく撥川水系撥川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第576号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく割子川水系割子川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第577号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく金手川水系金手川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第578号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく汐入川水系汐入川、篠間川及び野間川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第579号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく釣川水系樽見川、吉田川、阿久住川、四十里川及び横山川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所宗像支所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第580号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく釣川水系大井川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所宗像支所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第581号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく釣川水系朝町川及び高瀬川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所宗像支所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第582号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく手光今川水系手光今川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所宗像支所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第583号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく西郷川水系大内川及び本木川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所宗像支所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第584号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく大根川水系谷山川、青柳川、薬王寺川及び米多比川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第585号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく湊川水系湊川及び牟田川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第586号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく多々良川水系須恵

川、吉塚新川、井野川及び仲山川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第587号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく多々良川水系猪野川、久原川、新建川、長谷川、小河内川及び鳴瀬川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第588号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく御笠川水系上牟田川、諸岡川、牛頸川、大佐野川、鷲田川及び高尾川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県福岡県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第589号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく御笠川水系山の神

川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条 4 項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第590号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 2 項第 3 号の規定に基づく那珂川水系薬院新川、若久川及び梶原川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条 4 項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県福岡県土整備事務所及び福岡県那珂県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第591号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 2 項第 3 号の規定に基づく樋井川水系七隈川及び糠塚川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条 4 項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第592号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 2 項第 3 号の規定に基づく室見川水系金屑川、油山川、日向川、竜谷川、椎原川及び小笠木川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条 4 項の規定により

公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第593号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 2 項第 3 号の規定に基づく瑞梅寺川水系水崎川、下の谷川、周船寺川、汐井川、赤崎川及び川原川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条 4 項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課、福岡県福岡県土整備事務所及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第594号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 2 項第 3 号の規定に基づく雷山川水系長野川及び初川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条 4 項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県福岡県土整備事務所前原支所において閲覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第595号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 2 項第 3 号の規定に基づく堂面川水系白銀川、白銀川放水路及び長溝川に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条 4 項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第596号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項第3号の規定に基づく諏訪川水系諏訪川（上流）に係る洪水浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条4項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県南筑後県土整備事務所において閲覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第597号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
北九州市小倉北区 大字藍島	松下 洋一	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち	総トン数1トン以上10トン未満の漁船により 営む漁業及び小型定置 網漁業
〃	柴崎 清明	旧藍島漁業協同組合の地区 (藍島加入区)	

福岡県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令

和4年5月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	薦 野 福 間 線	古賀市薦野1324番1先から 古賀市薦野1249番1先まで

福岡県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
田川支103	アイリスデイサービス センター	田川郡川崎町大字池尻 457-1	R4・3・1	通介・一号通

福岡県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項におい

てその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉居98	甘木病院 訪問看護 ステーション	朝倉市屋永2295-2	朝倉市屋永2291	R 3・12・1

福岡県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 線 小石原 線	朝倉市黒川3779番1先から 朝倉市黒川3777番2先まで

福岡県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	占用を制限する区域
朝 倉	一般国道	211号	朝倉市杷木赤谷1891番3先から 朝倉市杷木赤谷1884番1先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 6 月 10 日

福岡県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生159	さきむら整形外科リハビリ クリニック	宗像市くりえいと二丁目2-2	R4・4・1
大野生152	つくし訪問クリニック	大野城市白木原一丁目4-16 白 木原センタービル5F	R4・5・1

春生190	田中整形外科	春日市下白水北七丁目16	R4・5・1
糸島地生131	糸島武内クリニック	糸島市南風台八丁目7-10	R4・5・1
宗遠生31	白石龍クリニック	遠賀郡岡垣町海老津駅前7番16号	R4・5・1
京生146	なかむらクリニック	京都郡苅田町大字南原字穴田1661番地	R4・5・1
粕生408	まき内科	糟屋郡宇美町明神坂二丁目1-33	R4・5・18
粕生409	貫内科	糟屋郡須恵町大字新原372-4	R4・5・1
像生歯84	いろはに歯科	宗像市光岡284番	R4・5・10
宰生歯56	まつうら歯科	太宰府市向佐野三丁目6番地	R4・5・1
嘉敏生歯6	くらてこども歯科おとな歯科	鞍手郡鞍手町大字中山2263-35	R4・4・1
八女生薬55	いなとみ薬局	八女市稲富129-1	R4・4・1
柳生薬62	ちくし薬局	柳川市筑紫町79-5	R4・4・1
田川生薬62	ふじいろ薬局	田川郡福智町弁城2239-10	R4・4・1
直生薬106	のため薬局	直方市大字感田1872-6	R4・4・1
直生薬105	ハート薬局 在宅センター	直方市大字感田1389-1	R4・4・1
飯生薬182	太郎丸薬局	飯塚市太郎丸515-5	R4・5・1
宗遠生薬16	おかがき調剤薬局	遠賀郡岡垣町海老津駅前7番16号	R4・5・1
行生薬91	かわかみ薬局泉中央店	行橋市泉中央三丁目3-8	R4・4・1

福岡県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生155	さきむら整形外科リハビリクリニック	宗像市くりえいと二丁目2-2	R4・3・31
筑紫生165	医療法人健美会 二日市にしこころの診療所	筑紫野市二日市中央四丁目11番1号	R4・2・28
嘉麻生6	佐谷医院	嘉麻市飯田1-2	R4・3・31
筑生35	川嶋医院	筑後市大字西牟田3981-2	H28・3・31
大生249	早田医院	大牟田市大字田隈531-2	R4・3・31
京生歯97	松延歯科医院	京都郡苅田町与原三丁目8-9	R2・6・30
行生歯41	医療法人泉歯科医院	行橋市門樋町11-38	R4・3・31
大野生薬55	有限会社青柳薬局	大野城市白木原一丁目9-29	R4・3・31
八女生薬34	いなとみ薬局	八女市稲富129-1	R4・3・31
柳生薬20	天心堂梅崎薬局	柳川市筑紫町79-5	R4・3・31
田川生薬47	ふくち調剤薬局	田川郡福智町赤池970-2	R4・3・31
行生薬65	かわかみ薬局泉中央店	行橋市泉中央三丁目3-8	R4・3・31

福岡県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
直生101	医療法人福原医院	福原内科・脳神経内 科クリニック	直方市大字感田2226	R 4・2・28

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝倉生訪 4	甘木病院訪問看護ス テーション	朝倉市屋永2295-2	朝倉市屋永2291	R 3・12・1
小生訪3	ハートフルシマダ訪 問看護ステーション	小郡市小郡278-17	小郡市小坂井字高見 下468番地11	R 3・12・20

福岡県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
う生マ3	上間 伸浩（ていーだりハ ビリ鍼灸マッサージ院）	うきは市吉井町鷹取1545-2	R 4・4・1
田生柔83	西村 昭徳（はろうず鍼灸 整骨院）	田川市大字伊田385-2	R 4・4・1
田生柔84	無敵 一将（はろうず鍼灸 整骨院）	田川市大字伊田385-2	R 4・4・1
像生柔135	吉田 啓心（堺整骨院 宗 像本院）	宗像市栄町13-4	R 4・4・20
朝倉生柔27	江口 彩菜（トータルケア 鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	R 4・4・1
朝倉生柔28	宮山 銀鈴（トータルケア 鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	R 4・4・1

粕生柔211	岡村 広海（堺整骨院 志 免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16- 203	R 4・4・20
京生柔48	濱内 浩一朗（かんだ鍼灸 接骨院）	京都郡苅田町京町二丁目8-7	R 4・4・8
田生はき15	佐藤 智雄（鍼灸院 長生 庵）	田川市大字伊田2741-11 KMビ ル1階	R 4・4・1
朝倉生はき 13	宮山 銀鈴（トータルケア 鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	R 4・4・7
福津生はき 12	中村 美奈（青い鳥鍼灸整 骨院）	福津市中央二丁目20-10 福間駅 前エクセル18-102	R 4・4・1
う生はき5	上間 伸浩（ていーだりハ ビリ鍼灸マッサージ院）	うきは市吉井町鷹取1545-2	R 4・4・1
京生はき8	濱内 浩一朗（かんだ鍼灸 接骨院）	京都郡苅田町京町二丁目8-7	R 4・4・8

福岡県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
粕生マ12	井手 秀美（ひえだマッサ ージ）	糟屋郡志免町南里一丁目12-22	R 3・5・1
田生柔77	萬谷 義裕（はろうず整骨 院）	田川市大字伊田385-2	R 4・4・1
行生柔31	己斐 正和（千歳整骨院 行橋院）	行橋市西宮市一丁目8-13-101	R 4・2・28
像生柔112	真崎 俊児（堺整骨院宗像 本院）	宗像市栄町13-4	R 4・4・1
朝倉生柔25	谷廣 佳央子（トータルケ ア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	R 4・4・1

田川生柔26	仲村 英浩 (よねだ鍼灸整骨院)	田川郡川崎町大字田原1113-2	R4・3・23
田生はき6	松本 夏哉 (はろうず鍼灸整骨院)	田川市大字伊田385-2	R4・4・1
田生はき7	大城 絵里子 (はろうず鍼灸整骨院)	田川市大字伊田385-2	R4・4・1

福岡県告示第608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
大生マ21	久富 裕子 (九州療養サポートセンター大牟田営業所) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	久富 裕子 (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1
大生マ38	田村 光義 (九州療養サポートセンター大牟田営業所) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	田村 光義 (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1
大生マ39	松尾 康昭 (九州療養サポートセンター大牟田営業所) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	松尾 康昭 (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1
大生マ40	井手 かおり OFA療養サポートセンター大牟田支店 大牟田市大字宮崎11-2-402号	井手 かおり (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1
大生マ41	水流蘭 亜衣 (OFAサポートセンター大牟田支店) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	水流蘭 亜衣 (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1

大生マ43	古賀 正吾 (OFA療養サポートセンター) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	古賀 正吾 (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1
大生マ44	佐々木 崇光 (OFA療養サポートセンター大牟田店) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	佐々木 崇光 (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1
大生マ45	山口 浩二 (OFA療養サポートセンター大牟田支店) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	山口 浩二 (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1
大生マ47	田崎 路裕 OFA療養サポートセンター大牟田支店 大牟田市大字宮崎11-2-402号	田崎 路裕 (訪問マッサージ ハートナー 大牟田) 大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・4・1
田生マ47	池田 武文 (からだ健康治療院田川店) 田川市宮尾町4-5	池田 武文 (からだすこやか治療院 田川店) 田川市宮尾町4-5	R4・4・1
田生マ49	久恒 伸行 (からだ健康治療院田川店) 田川市宮尾町4-5	久恒 伸行 (からだすこやか治療院 田川店) 田川市宮尾町4-5	R4・4・1
田生柔64	陸田 舞 (はろうず整骨院) 田川市大字伊田385-2	陸田 舞 (はろうず鍼灸整骨院) 田川市大字伊田385-2	R4・4・1
田生柔65	松嶋 秀明 (はろうず整骨院) 田川市大字伊田385-2	松嶋 秀明 (はろうず鍼灸整骨院) 田川市大字伊田385-2	R4・4・1
福津生柔45	中村 拓実 (青い鳥整骨院) 福津市中央二丁目20-10 福岡駅前エクセル18-102	中村 拓実 (青い鳥鍼灸整骨院) 福津市中央二丁目20-10 福岡駅前エクセル18-102	R4・4・5
田生はき11	池田 武文 (からだ健康治療院田川店) 田川市宮尾町4-5	池田 武文 (からだすこやか治療院 田川店) 田川市宮尾町4-5	R4・4・1
田生はき14	無敵 一将 (はろうず整骨院) 田川市大字伊田385-2	無敵 一将 (はろうず鍼灸整骨院) 田川市大字伊田385-2	R4・4・1

福岡県告示第609号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、当該施設の設置許可の申請書及び同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定に基づき当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名

エコ・センチュリー21株式会社

筑紫野市大字山家2060番地7

代表取締役 田中 直継

2 施設の設置の場所

筑紫野市大字山家2053番42

3 施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第3号に規定する汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設、同条第5号に規定する廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥（政令第2条の4第5号ル(1)から(6)まで及び(9)から(24)までに規定する特別管理産業廃棄物である汚泥を含む。）、廃油（政令第2条の4第1号及び同条第5号ヌに規定する特別管理産業廃棄物である廃油を含む。）、廃酸（政令第2条の4第2号並びに同条第5号ル(1)から(6)まで及び(9)から(24)までに規定する特別管理産業廃棄物である廃酸を含む。）、廃アルカリ（政令第2条の4第3号並びに同条第5号ル(1)から(6)まで及び(9)から(24)までに規定する特別管理産業廃棄物である廃アルカリを含む。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、感染性産業廃棄物以上12品目

5 申請年月日

令和4年1月31日

6 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所

7 縦覧の期間及び時間

告示の日から令和4年6月27日まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

8 意見書の提出期限、提出先等

(1) 提出期限

令和4年7月11日

郵送による場合は、令和4年7月11日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部廃棄物対策課

又は

〒816-0943 大野城市白木原三丁目5番25号 筑紫総合庁舎内

福岡県筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課

(3) 意見書記載事項

ア 意見書を提出する者の住所及び氏名

イ 施設の種類及び設置の場所

ウ 利害関係の内容

エ 生活環境の保全上の見地からの意見

福岡県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字岩屋215、302から306まで、319、320

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字岩屋215・302から306まで・319・320（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字松丸1276、1280、1282

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉小石原線	朝倉市佐田3840番2先から朝倉市佐田3845番1先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）申告受付等に係る業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡県自動車販売店協会

(2) 住所

福岡市東区千早三丁目 9 番 23 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

199,836,780円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1 (b)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

令和 4 年度福岡県自動車税種別割納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 4 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

トッパン・フォームズ株式会社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前四丁目 4 番 15 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,635,851円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条 1 (d)に該当

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同条第21条第 3 項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

遠賀町遠賀川駅南土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から令和13年 3 月 31 日まで

3 施行地区

遠賀町大字広渡長江、江頭、鳶田、観ノ目、大字今古賀新川、大字木守夫入道、江端、南溝端、北溝端の各一部

4 事務所の所在地

遠賀郡遠賀町大字木守1130番地

5 設立認可の年月日

令和4年5月13日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

事務所及び遠賀町役場の掲示場に掲示する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩芥屋字大坪3236番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区花畑二丁目41番6-302号BEREO樹

中尾 博子

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
------	-------	------	-------	----------	----------

3那整第91号-7	令和4年1月12日	令和6年1月11日まで	起点：大野城市下大利一丁目334番11の地先 終点：大野城市下大利一丁目334番12の地先	16.90	5.27～5.47
3那整第91号-8	令和4年3月1日	令和5年2月28日まで	起点：筑紫野市紫一丁目441番10 終点：筑紫野市紫一丁目441番10	10.52	5.58
3那整第91号-9	令和4年3月15日	令和5年12月20日まで	起点：春日市下白水南七丁目79番1 終点：春日市下白水南七丁目79番1	26.00	10.50
3南整柳第361号-9	令和4年1月28日	令和6年1月28日まで	起点：柳川市大和町栄字北深町96-3 地先 終点：柳川市大和町塩塚深町1309-1 地先	120	12.75～14.50
3南整柳第361号-10	令和4年3月29日	令和6年3月31日まで	起点：三潞郡大木町大字大角1151番10先 終点：三潞郡大木町大字上八院1857番1先	563.0	13.0～35.5
3女整第80号-6	令和4年2月24日	令和6年1月31日まで	起点：八女市亀甲190番先 終点：八女市亀甲193番2先	150.0	16.00～22.66
3田整第149号-3	令和4年2月18日	令和5年12月31日まで	起点：田川市大字奈良1594-7 終点：田川市大字奈良1597-4	32.0	18.0～19.7
3田整第149号-4	令和4年2月22日	令和6年1月31日まで	起点：田川市大字夏吉197番27 終点：田川市大字夏吉194番56	192.65	10.64～18.04

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
3福整第27-6号	令和4年2月24日	糟屋郡須恵町大字植木字下小川原656番2、708番3の一部、709番11の一部	16.95	6.7～6.87

3福整第27-7号	令和4年3月7日	糟屋郡須恵町大字上須恵756番1	21.93	6.0
3福整第27-8号	令和4年3月14日	古賀市米多比字小野田1100番2、1100番7	40.15	6.0
3福整第27-9号	令和4年3月18日	糟屋郡須恵町大字上須恵字高宮879番8	41.65	6.0
3福整第27-10号	令和4年3月30日	糸島市二丈上深江字海老ノ峯554番15	35.89	6.0
3那整第678号-4	令和4年3月31日	春日市須玖南五丁目178-5、180-1、180-7、180-12	17.50	4.39
3飯整第483号-11	令和4年1月17日	飯塚市綱分1407番11	71.65	6.00~6.01
3飯整第483号-12	令和4年1月31日	飯塚市椿字日上635番46、635番49、635番50、644番5	39.96	6.05
3飯整第483号-13	令和4年3月7日	飯塚市安恒字川原139番7、120番3の一部、121番の一部	22.14	6.05
3飯整第483号-14	令和4年3月23日	飯塚市太郎丸字一ツ木487番1、487番14、487番17、1598番1の一部	33.46	6.00
3女整第67号-18	令和4年1月27日	筑後市大字前津字中山1636番1	120.07	6.00~6.02
3女整第67号-19	令和4年2月3日	八女市立花町原島字才園709番6	24.20	4.86~5.00
3女整第67号-20	令和4年2月15日	八女市稲富字六反田186番2、186番3、186番4、里道の一部	69.61	5.00~6.10
3女整第67号-21	令和4年3月11日	筑後市大字羽犬塚字南久保186番7、189番9	95.19	6.01~6.15
3女整第67号-22	令和4年3月22日	筑後市大字若菜字北原1253番17	33.57	6.11~6.12
3女整第67号-23	令和4年3月23日	筑後市大字常用字買添1258番4	55.75	6.05
3女整第67号-24	令和4年3月30日	八女市本村字廻田764番11、768番3、769番3	111.85	6.00
3朝整第896号-4	令和4年2月3日	朝倉郡筑前町四三嶋字莞牟田1135番1、1135番2	46.39	6.00

3朝整第896号-5	令和4年2月1日	朝倉市一木字杉本710番1	41.57	6.01
3朝整第896号-6	令和4年3月3日	朝倉市柿原字堂ノ前957番1	42.29	6.01~6.02
3京整第40号-10	令和4年1月31日	豊前市大字岸井205-1	52.39	6.00~6.24
3京整第40号-11	令和4年2月1日	行橋市大字吉国字木代189-1、水路の一部	64.26	6.00
3京整第40号-12	令和4年3月22日	築上郡吉富町大字鈴熊4-14	42.38	6.00

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長(m)
3福整第909号-2	令和4年3月23日	全部廃止	糟屋郡粕屋町原町三丁目348番8の一部、348番4の一部、348番8地先の道路の一部	63.20
3那整第2530号-3	令和4年1月25日	全部廃止	筑紫郡筑紫野町大字立明寺字平井出629-5、629-6、629-1、629-7	139.40
3那整第2530号-4	令和4年1月31日	全部廃止	太宰府市国分二丁目112-4	23.19
3那整第2530号-5	令和4年3月8日	全部廃止	筑紫郡筑紫野町大字針摺字峠山101-4、大字牛島字久保山473-42	162.98
3那整第2530号-6	令和4年3月8日	全部廃止	筑紫野市大字二日市796-9	22.80
3那整第2530号-7	令和4年3月8日	全部廃止	筑紫野市大字杉塚30-11	42.60
3那整第2530号-8	令和4年3月8日	全部廃止	筑紫野市大字杉塚4-6	32.60

3 那整第2530号-9	令和 4 年 3 月 8 日	全部廃止	筑紫野市大字紫 184 - 22	34.85
3 那整第2530号-10	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	筑紫郡春日町大字小倉字ニシ 1447	61.50
3 那整第2530号-11	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字天神木 1042 - 3	33.60
3 那整第2530号-12	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水字六郎原 705 番の一部、713 - 3、713 - 4 の一部	33.00
3 那整第2530号-13	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字須玖 1295 - 1、1295 - 4	23.92
3 那整第2530号-14	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字小倉字平塚 180 - 71、里道（幅 1 m）	35.00
3 那整第2530号-15	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字柏田 680 - 1	46.00
3 那整第2530号-16	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水字重久 858 - 1	21.10
3 那整第2530号-18	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水字天神面 982 - 3	34.35
3 那整第2530号-19	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水字萬若 241 - 2、244 - 3	30.70
3 那整第2530号-20	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字中白水 565 - 3	26.05
3 那整第2530号-21	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水字天堤 369 - 3	22.70
3 那整第2530号-22	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字春日字大牟田 1574 - 230 の一部	20.50
3 那整第2530号-23	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字春日字大牟田 1560 - 628、1561 - 33	24.80
3 那整第2530号-24	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水字古堤 1711 - 3	32.10
3 那整第2530号-25	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字天神木 1035 - 1 の一部	24.70
3 那整第2530号-26	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水 848 - 10	29.96
3 那整第2530号-27	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字原 1084 - 1	25.04
3 那整第2530号-28	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字辻畑 597 - 4	20.55

3 那整第2530号-29	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字須玖 1706 - 4、1706 - 8、1706 - 14、1707 - 3	30.30
3 那整第2530号-30	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水 397 - 10	23.36
3 那整第2530号-31	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市坂口町二丁目 27 番地	59.75
3 那整第2530号-32	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字春日字大牟田 1583 - 28	23.85
3 那整第2530号-33	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水 950 - 8	25.50
3 那整第2530号-34	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字池ノ内 43 - 2	20.92
3 那整第2530号-35	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字池ノ内 46 - 4	24.24
3 那整第2530号-37	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字中白水 570 - 3、571 - 12	44.56
3 那整第2530号-38	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字ウトロ 1253 - 14	26.72
3 那整第2530号-39	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字小倉 916 - 11	27.13
3 那整第2530号-40	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市日の出町一丁目 27 - 4	15.35
3 那整第2530号-41	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字ウトロ 1191 - 7	38.13
3 那整第2530号-42	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字春日字西ヶ浦 1072 - 82、1072 - 83、1072 - 84	20.06
3 那整第2530号-43	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市日の出町二丁目 50 - 2	15.10
3 那整第2530号-44	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字小倉 1372 - 4、1373 - 5	23.40
3 那整第2530号-45	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字上白水字ヒシヤテカ浦 207 - 9	21.16
3 那整第2530号-46	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字下白水 378 - 19	34.90
3 那整第2530号-47	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大字春日字大牟田 1574 - 268	18.20

3 那整第2530号-48	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市須玖南五丁目 180 - 4、180 - 9、1031 - 2、1031 - 3、水路の一部	76.78
3 那整第2530号-49	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市白水ヶ丘五丁目 124 - 2、154 - 2、2010 の一部	19.12
3 那整第2530号-50	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市若葉台西二丁目 52 - 1	34.53
3 那整第2530号-51	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市若葉台東一丁目 16 番、22 - 6	34.82
3 那整第2530号-52	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市下白水南四丁目 56 - 2、58 - 2、58 - 3、59 番、60 番、61 番、62 - 2	28.82
3 那整第2530号-53	令和 4 年 3 月 24 日	全部廃止	春日市大谷四丁目 20 - 6	34.71
3 那整第2530号-54	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字太宰府字菅谷 801 - 11	22.94
3 那整第2530号-55	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字太宰府字風早 3169 - 17	30.00
3 那整第2530号-56	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字通古賀 560 - 13	35.00
3 那整第2530号-57	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字向佐野字長浦 260 - 35	27.65
3 那整第2530号-58	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字通古賀字田中 469 - 9、469 - 10	21.80
3 那整第2530号-59	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字国分字松倉 572 - 12	22.87
3 那整第2530号-60	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字国分字陣ノ尾 95 - 2、96 - 2、70 - 2	34.70
3 那整第2530号-61	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字吉松字室町 105 - 11、105 - 15	23.10
3 那整第2530号-62	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字吉松字室町 105 - 9、水路占用許可（床版橋）	27.50
3 那整第2530号-63	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	太宰府市都府楼南二丁目 559 - 6、559 - 9、1555 - 2 の一部	37.55
3 那整第2530号-64	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	太宰府市都府楼南二丁目 500 - 5	23.64
3 那整第2530号-65	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字国分字堀田 726 - 11、726 - 12	25.20

3 那整第2530号-66	令和 4 年 3 月 29 日	全部廃止	筑紫郡太宰府町大字太宰府字五条 2475 - 16、2475 - 19、2475 - 20	35.00
3 飯整第1571号-3	令和 4 年 3 月 9 日	全部廃止	飯塚市椋本字大久保 582 番 1、同 582 番 3、同 583 番 1、同 583 番 2、同 583 番 3、飯塚市椋本字西ヶ浦 451 番 1、同 450 番 1	283.95
3 女整第4093号-1	令和 4 年 1 月 25 日	全部廃止	筑後市大字久富 764- 2 の一部、726 - 2 の一部	82.2
3 女整第4093号-2	令和 4 年 1 月 25 日	全部廃止	筑後市大字鶴田 417- 1 の一部、417 - 5 の一部	64.5
3 女整第4093号-3	令和 4 年 1 月 25 日	全部廃止	筑後市大字鶴田 400 - 4 の一部	42.5
3 女整第4093号-4	令和 4 年 1 月 25 日	全部廃止	筑後市大字西牟田 3984 - 2 の一部、4009 - 3、4028 - 1 の一部	150.8
3 女整第4093号-5	令和 4 年 1 月 25 日	全部廃止	筑後市大字前津 824 - 5 の一部、824 - 9、825 - 4	35.0
3 朝整第950号-2	令和 4 年 1 月 26 日	全部廃止	朝倉市小田字東鳩胸 1175 番 1 の一部	118.30
3 朝整第950号-3	令和 4 年 1 月 26 日	全部廃止	朝倉市小田字東鳩胸 1175 番 1 の一部	118.60

公告

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 4 年 5 月 27 日から令和 4 年 6 月 26 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県商工部中小企業振興課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ビバホーム東水巻

(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

今回の変更について、意見はございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめモール筑後

(2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

問題ございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年4月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ヤマダデンキ志免店

(2) 所在地 糟屋郡志免町南里五丁目77-1外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前（平方メートル）	変更後（平方メートル）
6,744	9,743

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
建物内南西側	56	建物内南西側	22
建物外北東側	45		
合計	101	合計	22

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

名称 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの運用及び保守業務

数量 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

地方公共団体情報システム機構

(2) 住所

東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

95,417,018円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町原地蔵字向野2194番1、2194番5、2194番6、2194番9、2216番1、

2216番10、2216番11、2216番13、2216番14、2479番2から2479番5まで及び2479番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大分県国東市安岐町大添454番地1

豊洋精工株式会社

代表取締役 清原 昌巳

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年4月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ヤマダ電機テックランド志免店 糟屋郡志免町南里五丁目77-1外	ヤマダデンキ志免店 糟屋郡志免町南里五丁目77-1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 友松義信 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岡本泰典 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県前橋市日吉町四丁目40番の11	株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野善紀 群馬県高崎市栄町1番1号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市萩尾町一丁目443番4並びに萩尾町二丁目273番1、274番1、274番2、275番、276番、309番、310番、310番2、311番、316番から318番まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市萩尾町一丁目389番地
社会福祉法人あけぼの会
理事長 渡邊 康智

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市有田中央二丁目659番2、659番6から659番11まで、659番13及び659番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区重留四丁目3番5号
株式会社糸山建設

代表取締役 角田 芳博

公告

解散した清算法人 津野土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
上田 定	田川郡添田町大字津野1297番地
松崎 一章	田川郡添田町大字津野1735番地の1
東田 正義	田川郡添田町大字津野7630番地
佐溝 博昭	田川郡添田町大字津野4769番地
道園 幸弘	田川郡添田町大字津野3397番地の2
田中 一雄	田川郡添田町大字津野2492番地

公告

解散した清算法人 上新入土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
貞光 弘利	直方市大字上新入2961番地
磯邊 照義	直方市大字上新入3445番地
貞光 幸一	直方市大字上新入3433番地

高倉 実	直方市大字上新入2611番地
田代 隆幸	直方市大字下新入1604番地
岡松 秀樹	直方市大字下新入2620番地
貞光 誠一	直方市大字上新入3430番地

公告

解散した清算法人 椎田小川池土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
大石 榮治	築上郡築上町大字岩丸2443番地 1
奥本 速雄	築上郡築上町大字奈古456番地
高橋 猷一	築上郡築上町大字水原406番地 1
久本 房雄	築上郡築上町大字坂本259番地
進 博義	築上郡築上町大字日奈古971番地
宮野 力夫	築上郡築上町大字椎田1158番地
宮野 葵	築上郡築上町大字湊360番地 1
渡邊 敏夫	築上郡築上町大字湊1179番地 9
木本 昌廣	築上郡築上町大字湊299番地
田原 静雄	築上郡築上町大字臼田642番地
宮内 諭	築上郡築上町大字高塚131番地 5
出口 義弘	築上郡築上町大字小原575番地
松田 洋一	築上郡築上町大字宇留津594番地

加来 雅美	築上郡築上町大字宇留津712番地
高橋 精一	築上郡築上町大字東八田379番地 1
福田 英男	築上郡築上町大字東八田884番地
今川 邦晴	築上郡築上町大字岩丸799番地 1

公告

解散した清算法人 宮若市金生土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
石松 國勝	宮若市金生438番地
塚本 謙治	宮若市金生1265番地
野見山 國嗣	宮若市金生531番地 2
石松 勝昭	宮若市金生303番地
花田 博幸	宮若市金生1313番地

公告

解散した清算法人 苅田町土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
中園 史郎	京都郡苅田町大字下片島932番地 2

井本 繁	京都郡苅田町大字与原641番地 1
木下 保典	京都郡苅田町大字山口734番地 1
今津 新	京都郡苅田町大字稲光539番地
中谷 政三	京都郡苅田町大字上片島1394番地 2
川水 清身	京都郡苅田町岡崎251番地

公告

角田北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
磯田 清	豊前市大字松江300番地
沼田 耕一	豊前市大字松江427番地 1
木下 俊幸	豊前市大字松江1531番地 1
福井 秀敏	豊前市大字松江1618番地 2
榎本 止造	豊前市大字畠中195番地 2
榎本 薫	豊前市大字中村413番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
木戸 敏之	豊前市大字畠中206番地
長松 豊秋	豊前市大字畠中43番地 4

3 就任理事

氏 名	住 所
磯田 清	豊前市大字松江300番地
沼田 耕一	豊前市大字松江427番地 1
木下 俊幸	豊前市大字松江1531番地 1
長松 市郎	豊前市大字松江1541番地
榎本 止造	豊前市大字畠中195番地 2
榎本 秀樹	豊前市大字畠中141番地

4 就任監事

氏 名	住 所
木戸 敏之	豊前市大字畠中206番地
長松 豊秋	豊前市大字畠中43番地 4
末廣 卓士	豊前市大字松江393番地 2

公告

福岡県土壌汚染対策指導要綱の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和4年5月27日から令和4年6月27日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

監査委員

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査

の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

4行経第196号
令和4年4月21日

福岡県監査委員
同
同
同
藤世森大
山利洋行克
泰三介一己
殿殿殿殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部 生活安全課	福岡県西総合庁舎原状復旧等工事の請負契約について、随意契約を行うにあたり、予定価格の取扱いに関して特別の配慮を要するところ、見積もり合わせを行う前に、全業者（5者）に対して予定価格を通知していた。	決裁文書に添付する「会計事務チェックシート（工事請負費）」に、予定価格の公表の取扱いを点検する項目を追加し、起案者、副任、係長に確実に点検させようえで、所属長が決裁することとした。 また、課として令和3年8月の所属研修等において、課内職員全員に予定価格の公表の取扱い、契約に関する留意事項について指導を行った。 部としても、部内全所属に対し、監査指摘事項等一覧を添付した社会活動推進課長通知を発出し、再発防止を徹底させることとした。

<p>農林水産部 園芸振興課</p>	<p>園芸施設のハイブリット暖房システムの平成28年度分保守点検業務（施設の稼働状況の確認、温度管理等）について、見積書の徴取や契約の締結など法令で規定された手続を経て発注し、履行させるべきところ、手続を経ずに発注し、履行させた後に、他の修繕2件と合わせて実態と異なる部品交換を伴う修繕として契約し、支出していた。</p> <p>また、当該支出のうち、保守点検費は「委託料」で、部品交換を伴わない修繕費は「その他役務費」で支出すべきところ、全て「その他需用費」で支出していた。</p>	<p>部として、財務会計事務の執行について、部内会議で主管課長から全課長に対し、内部統制制度に係るリスク対応シートの作成及び業務手順書の確認によるチェック体制の強化を指示した。</p> <p>当該システムの保守点検等に係る予算については、所要額を適切に計上することとした。</p> <p>履行確認に当たっては、農林水産政策課長通知を部内全所属に対して発出し、複数人での確認、決裁時には写真など客観的な証拠書類の添付を徹底し、チェックリストによる上司の確実な確認を行うこととした。</p> <p>所属では、法令遵守の必要性について所属長による研修で課員に徹底させるとともに、会計管理局が実施している財務会計に関する研修を毎年度、受講させることとした。</p>
	<p>園芸施設のハイブリット暖房システムの令和元年度分修繕について、平成30年度に発注し、完了していたにもかかわらず、令和元年度に発注し、完了したとして一連の契約に係る事務処理を行い、令和元年度予算で支出していた。</p> <p>また、部品購入費、点検費、取替工事費及び諸経費として計上し、契約すべきところ、全て部品購入費として処理していた。</p> <p>併せて、消費税及び地方消費税の額を8%で算出すべきところ、10%で算出していた。</p>	

	<p>園芸施設のハイブリット暖房システムの令和2年度分修繕について、部品購入費、取替工事費及び諸経費を計上して契約し、支出すべきところ、全て部品購入費として処理していた。</p>	
<p>県土整備部 河川管理課</p>	<p>防災情報システム改良工事について、設計書に機器管理費を計上すべきところ、これを行わなかったため、積算過小となっていた。</p>	<p>所属長は、職員に対し設計書の作成にあたっては、「土木工事標準積算基準」の確認を徹底させるとともに、特に機器管理費については、計算表の備考欄に個別製作ソフトウェアは機器単体であり、機器管理費を計上しなければならないことを明記させ、担当者の積算時及び上司の確認時に必ず認識できるように、再発防止を徹底することとした。 さらに、上記を含めた設計書の適正な積算方法について、毎年度実施している設計担当者会議及び土木技術委員会等で議題とし、積算担当職員に対し周知徹底することで再発防止を図ることとした。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	令和3年度自治医科大学医学部第1次試験実施費用について、納付書の送付期限を考慮して速やかに調定すべきところ、遅延していた。	<p>所属として、以下の対策を徹底させ、所属長がそれを確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係長は、「財務に関する事務の見える化」、「リスクの洗い出し、評価」など内部統制制度に定められた取組などにより、財務事務に関するリスクについて係員に周知する。 ・職員は、年間業務スケジュール一覧表に当業務を明記し、職員における年間業務スケジュールの共有を図る。 ・係長は、朝礼・夕礼等で適宜業務の進捗状況を確認し、進捗管理を徹底する。
環境部	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて377,730円減少しているものの、依然として多額である。	<p>本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行費用に関するものである。</p> <p>行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、保健福祉環境事務所とともに監視指導課職員も立入検査を行う機会を設けるなど産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。</p> <p>また、継続的に滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。</p>

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大橋克己

4 教財第29号
令和4年4月8日

福岡県監査委員	藤山泰三様
同	世利洋介様
同	森行一様
同	大橋克己様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、
別紙のとおり通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育振興部	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて59,092,513円減少しているものの、依然として多額である。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行っており、収入未済額が減少してきていることから、引き続き以下の取組を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行っている。 2 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と翌年2月には、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行っている。また、これまで日中の戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。 3 長期滞納者に対しては、改めて状況を認識させ、返還を意識付けさせるため、債務承認書の様式を送付し、戸別訪問による回収を行うとともに、返還の督促及び返還計画の提案を行っている。 4 県外に居住している高額滞納者に対しては、重点的に職員による日中の戸別訪問を実施している。 <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、戸別訪問を行えない期間があったが、その期間については電話督促を集中的に行った。</p> <p>今後も、より効果的な取組を検討し、収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとする。</p>

監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和 4 年 2 月 14 日 3 監総第596号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 27 日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

福岡公委発第209号
令和4年4月7日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 同 利洋 介 殿
同 同 森行 一 殿
同 同 大橋克己 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	捜査報償費のうち照会事項回答手数料について、請求日から15日以内に支払うべきところ、支払が遅延していた。	照会事項回答手数料について、所属として、関係職員に請求書を受領後は、速やかに支払うことを徹底するよう指導した。 再発防止のため、担当課員から課長に対し回答内容を報告する都度、課長に手数料の支払状況を確認させることとした。 また、毎月初め、課長及び所属長が照会書類と支払書類を照合し、支払確認を徹底することとした。 さらに、警察本部から、今回の問題点や上記の再発防止に向けた取組について、全所属宛てに文書を発出し、周知徹底した。